

第 20 回アジア競技大会選手村後利用事業者募集に関する 選手村一時使用条件検討業務委託仕様書

1 業務名称

第 20 回アジア競技大会選手村後利用事業者募集に関する選手村一時使用条件検討業務委託

2 業務の目的

第 20 回アジア競技大会のメイン選手村として位置づけられている名古屋競馬場跡地の選手村整備は、後利用施設を大会時に一時使用するとともに、不足する選手村施設は仮設で整備することを想定している。このため、愛知県及び名古屋市が行う後利用事業者公募は、選手村としての施設利用を含めた提案を求める予定である。

本業務は、後利用事業者の公募に際して、後利用施設の一時使用や選手村計画の基本的な考え方を示す公募要項参考資料の作成支援及び技術面、法務面について必要な助言を行うものである。

なお、公募要項は、アジア競技大会愛知・名古屋合同準備会（以下、「合同準備会」という。）が実施する「第 20 回アジア競技大会選手村後利用事業者募集支援業務委託」で作成する。

3 業務対象地

名古屋競馬場（名古屋市港区泰明町一丁目 1 番）

4 業務内容

本業務の実施に当たっては、発注者及び合同準備会が別途実施している以下の業務と十分に調整しながら進めること。

- ・「第 20 回アジア競技大会選手村後利用事業者募集支援業務」
- ・「第 20 回アジア競技大会選手村後利用基本構想策定業務（その 2）」（以下、「後利用基本構想策定業務」という。）
- ・「第 20 回アジア競技大会選手村後利用基盤整備調査及び設計業務」
- ・「第 20 回アジア競技大会選手村後利用整備に関する土地価格等調査業務」
- ・「第 20 回アジア競技大会選手村仮設宿泊施設検討調査業務」

また、合同準備会が過去に実施した以下の調査結果を踏まえること。

- ・「第 20 回アジア競技大会選手村後利用検討調査業務」
後利用施設の一時使用を踏まえた選手村施設配置などの選手村概略検討
- ・「第 20 回アジア競技大会に関する選手村基礎調査業務」
過去大会の事例を踏まえて選手村として必要な機能、規模を検討
- ・「第 20 回アジア競技大会選手村仮設検討調査業務」

共同住宅の一時使用や仮設宿泊施設の基本プランを検討

(1) 類似事例の調査、分析

本業務を進める上での参考とするため、類似の選手村整備に関する調査を行い、業務を進める上での要点を分析すること。

(2) 公募要項参考資料（案）の作成

下記検討項目を基に、後利用施設の一時使用や選手村計画に関する事項について、公募要項参考資料（案）を作成すること。

1) 選手村施設要件

公募において、後利用施設の一時使用や選手村計画に関する提案を求めることを想定しているため、選手村施設要件を示す。

①選手村機能

選手村施設の各機能について、整備水準、必要な設備、計画する上での留意事項を整理すること。なお、選手村に必要な機能及び規模については、発注者から提示するものとする。

②選手村として活用できる施設

後利用基本構想策定業務で検討している導入機能・施設について、選手村としての活用用途・規模を整理すること。

③選手村施設ゾーニング・配置・動線図

ア 選手村各施設について、ゾーニング・配置・動線計画の基本的な考え方を整理すること。

イ 後利用基本構想策定業務で作成する大会後の土地利用イメージ図（後利用において導入する機能や施設の配置並びに人や車両の動線などのイメージ）について、後利用施設のうち一時使用する施設を整理した上で、選手村各施設のゾーニング・配置・動線計画のイメージ図を作成する。

2) 後利用施設に関する工事施工区分

選手村として一時使用する後利用施設に関する、Ⅰ 後利用施設新築工事（後利用施設を整備する工事）、Ⅱ 選手村仕様新築工事（後利用施設を選手村仕様とするための工事）、Ⅲ 選手村仕様解体工事（選手村仕様新築工事を行った部分の撤去工事）、Ⅳ 選手村仮設施設建設工事などについて、各工事間の調整のため工事施工区分を示す。

・工事施工区分図等

後利用施設新築工事、選手村仕様新築工事、選手村仕様解体工事、選手村仮設施設建設工事について、基本的な考え方を示す工事施工区分図（イメージ図）及び施工区分表を作成すること。

後利用施設の用途は、共同住宅（分譲型）、共同住宅（賃貸型）・寄宿

舎、商業施設、教育施設を基本とする。

3) 選手村整備フローチャート図

後利用事業者選定（選定協議機関を含む）から大会後の選手村仕様解体工事終了後までの選手村整備フローチャート図を作成する。

(3) 公募要項に必要となる事項の検討・整理

1) 選手村仕様新築工事・選手村仕様解体工事の入札方式

後利用事業者との随意契約及び一般競争入札について、用途別に入札方式の比較検討をすること。比較検討は、施工性、コスト、賃借期間などの視点を含むものとする。用途は、「(2)2) 後利用施設に関する工事施工区分」と同様とする。

2) 工事に必要な手続き

選手村仕様新築工事、選手村仕様解体工事、選手村仮施設建設工事について、建築基準法等に係る必要な許認可手続きや整備手法の考え方を整理する。

5 成果品

報告書	A 4 版（図表等を含む、カラー）	3 部
電子データ	（CD又はDVD）一式	3 セット
その他参考資料	一式	3 セット

6 貸与品

業務上必要で提供・貸与が可能なものについては、適宜提供・貸与するものとする。

7 契約期間

契約締結日から令和2年（2020年）3月27日（金）まで

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、委託者の許可なく他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (2) 本事業の実施にあたっては、事前に委託者と十分協議を行うこと。
また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を、委託者に逐次報告するほか、必要に応じて打ち合わせを実施すること。
- (3) 本事業で発生する著作物の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (4) 本業務にあたり使用する図表やデータ、画像などの著作権・使用权等の権

利については、受託者において使用許可等を得ること。

なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。

- (5) 本業務の業務内容を変更する必要がある場合は、委託者と受託者が協議の上、適切に対応すること。
- (6) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。